

## 水産高校卒業生の資格取得促進のための制度改善について 【船員法施行規則の一部改正】

### 船員(海技者)の確保・育成に関する検討会報告(平成24年3月) 抜粋

#### IV 具体的方策

2. 外航海運・内航海運のニーズに応じた教育訓練システム等の見直し
- (3) 船員教育機関以外の新たな供給源からの人材の確保

#### <内航>

##### (ア) 水産系高校卒業者に係る資格制度改善

今後、中長期的に予想される内航船員不足に対応するためには、新たな新人船員供給源の確保に向けた取組を進める必要がある。このため、内航海運業界における新人船員の主たる供給源である海上技術学校・短大に加え、**水産系高校卒業者が即戦力として活躍できるよう**、内航船の運航に必要な資格要件面の改善を行うこととする。

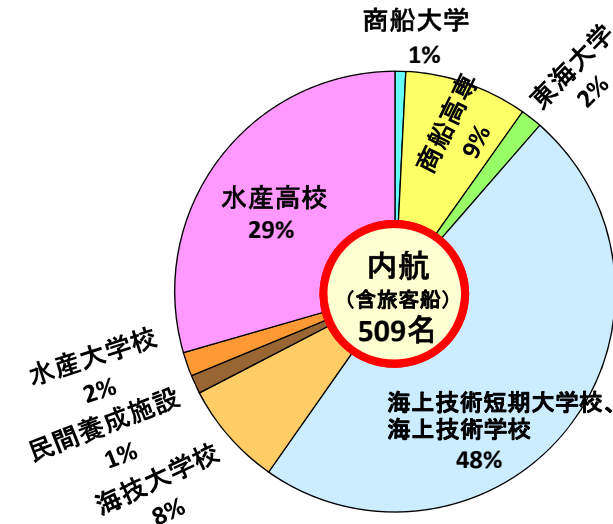
#### ○ 航海当直部員資格

ブリッジにおいて見張業務を行う甲板部乗組員に必要な資格(航海当直部員資格)については、現行制度において、三段階に資格を区分するとともに、船舶の大きさに応じ、必要な乗組要件を定めている。船員教育機関卒業生の当該資格取得に関しては、教育内容に応じ、取得できる資格に差異を設けており、水産系高校卒業生が卒業時に取得できる資格では大型の船舶の見張要員にはなれない、小型の船舶でも単独で見張業務に就けないといった課題がある。

甲板部の見張要員に関しては、少なくとも1名以上は海技免状を有する者でなければならないことや、国際条約で定められる資格要件等を勘案し、**航海当直部員資格を国際条約で要求されるレベルの資格として一本化するとともに、船舶の大きさに関わらず当該資格を有することを見張要員の要件とする**等の制度改正を行うこととする。

#### ○ 六級海技資格 (略)

内航における  
船員教育機関卒業生の構成比  
(平成21年度卒業生)

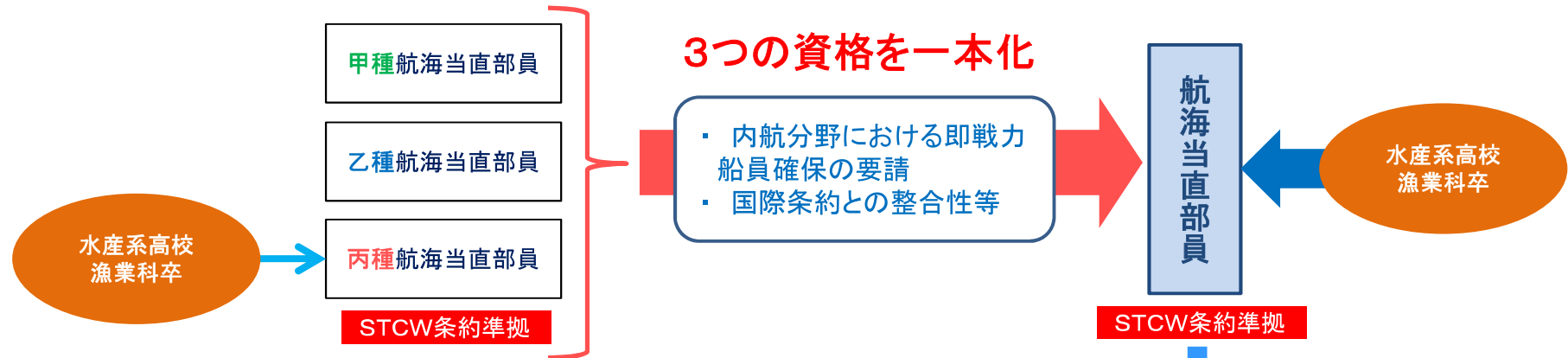


# 航海当直部員資格の見直し

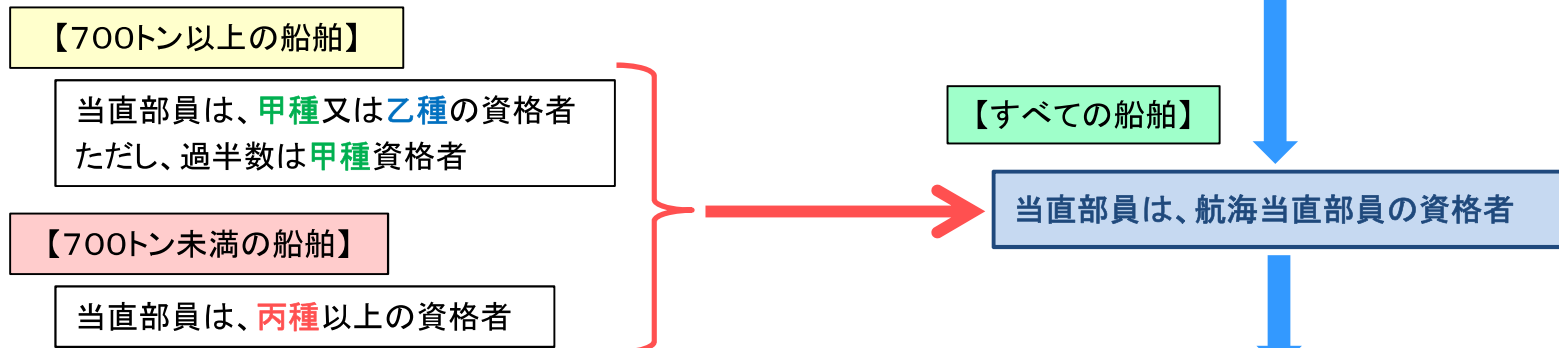
従前

改正後

## 1. 航海当直部員資格の統合



## 2. 乗組基準の見直し



水産系高校卒業者は、卒業時に「丙種」資格しか取得できず、700トン未満の船舶にしか航海当直部員として乗り組めない(※)

水産系高校卒業者は、卒業後すぐに航海当直部員として乗り組むことが可能に(※)

(※)船舶の大きさにかかわらず、「船橋当直者の1名以上は海技免状受有者」という要件は、別途満たす必要あり。